

## 平成21年10月1日以降に出産される方から 出産育児一時金の ①支給額と②支払方法が変わりました

### ①支給額が変わりました

4万円引き上げ、**42万円**となりました。

### ②直接支払制度が変わりました

かかった出産費用に出産一時金を充てることができるよう、**原則として医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組み**に変わりました。  
 今後は原則42万円の範囲内で、**まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなりました。**

- ※ 出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などにお支払いください。  
 また、42万円未満の場合は、その差額分を医療保険者（原村国保）に請求することができます。
- ※ 出産育児一時金が医療保険者（原村国保）から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者（原村国保）から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です。（ただし、出産費用を退院時に病院などにいったんご自身でお支払いいただくことになります。）

☆ 手続きにつきましては、**出産される病院などにご確認ください。**

ご不明な点は、保健福祉課 医療給付係 電話79-7925まで  
お問い合わせください。

## 原中学校 文化祭・村内一周強歩大会

9月18日(金)・19日(土)の2日間、第50回もみの木祭が開催されました。  
 今年のテーマは『清誠堂動～躍動する原中魂～』。もみの木祭50回を記念しての歴史祭や、ステージ発表、音楽祭、展示発表等が行なわれました。



音楽祭の様子



展示見学の様子

10月13日(火)には、村内一周強歩大会が行なわれました。  
 全長21,6kmを191名の生徒が挑戦し、184名が完走しました。沿道では保護者や農作業をしている方などからの声援を受け、生徒達はゴールを目指していました。  
 男子優勝の川俣隼也君(3年)は1時間25分46秒、女子優勝の中村杏奈さん(3年)は1時間53分11秒で、共に大会新記録が出ました。



男子のスタート



判乃木周辺



第1給水所



●表紙写真／原小学校の5年生が学校田の稲刈りを行いました。慣れない手つきで稲を刈っていました。刈り終わるとはぜに掛けていきました。後日、昔ながらの方法で脱穀を行い、5年生で収穫祭を行ったり、給食で味わうそうです。

### CONTENTS

■原中学校秋の2大行事	2
■国民健康保険加入者の出産予定のみなさんへ	3
■人事行政状況を公表	4-5
■原村の普通会計財務諸表	6-9
■米粉の普及に取り組んでいます	10-11
■のびよ原っ子そだてよ原っ子	12
■検察審査会ってどんどころ?	13
■村づくり通信	14
■くらしの情報	15-17
■行政情報	18-19
■保健・福祉の掲示板	20
■くらしのガイド	21
■はらむらとびっくす	22-23
■はじめまして1才6ヶ月です	24

勤務時間その他の勤務条件に関すること

①勤務時間、休憩・休息時間の状況（標準的なもの）

本 庁			
勤務時間		休憩・休息時間	閉庁日
始業時刻	終業時刻		
午前 8時30分	午後 5時30分	休憩 午後0時00分から 午後1時まで	・土曜日 ・日曜日 ・祝日法に規定する休日
		休息 なし	・12月29日～ 翌年1月3日

②年次休暇の取得状況（H20.1.1～H21.12.31）

概要	平均取得日数	備考
1年につき20日付与 ※翌年に繰越可能(最大20日)	8.67日	年間を通して在職した 正規職員の平均です。

分限及び懲戒処分の状況

- 分限処分 2件・・・休職2件
- 懲戒処分 0件

研修及び勤務成績の評定の状況

- 研修の状況  
研修内容／新規採用職員研修、行政法研修、部課長研修ほか  
受講者数／延べ55人参加
- 勤務成績の評定の状況  
認定の回数／現在検討中

職員の福利厚生の状況

- 福利厚生制度の状況
- 市町村共済組合事務  
保険加入、脱退手続き等  
人間ドック助成 受診者 43人
- 職員安全衛生事業  
定期健康診断 受診実人員 80人
- 職員互助会補助事業  
職員福利厚生事業補助金 1,240,000円
- 公務災害補償制度の状況  
災害件数 0件・・・公務災害、通勤災害
- 利益の保護の状況  
不利益処分に関する不服申し立てに係る書類の交付件数 0件

公平委員会の報告事項

- 勤務条件に関する措置の要求の状況 0件
- 不利益処分に関する不服申し立ての状況 0件

特別職の報酬等の状況

平成20年度支給割合

区分	職名	月額	期末手当
給料	村 長	703,000円	3.35月分
	副村長	588,000円	(加算の内容)
	教育長	516,000円	報酬月額×1.25×1.15
報酬	議 長	259,000円	3.35月分
	副議長	201,000円	(加算の内容)
	議 員	183,000円	報酬月額×1.25×1.15 (減額)年間10万円

職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

20年度支給割合	期末手当3.0月 勤勉手当1.5月
加算措置の状況	職務の等級による加算措置 有

②退職手当（平成20年4月1日現在）

区 分	自己都合	勲奨・定年
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の 加算措置	定年前早期退職の特例措置 (2%～20%)	
特別昇給	勲奨退職者 8～12号俸	

③特殊勤務手当（平成19年度普通会計）

手当の名称(対象業務)	平均支給年額
税務手当(村税賦課・徴収)・ 危険手当(運転業務)	21千円/人

④時間外勤務手当

区 分	支給実績	平均支給年額
20年度決算	9,338千円	104千円/人
19年度決算	11,469千円	121千円/人

⑤その他の手当（普通会計分）

手当名	内容と単価	国の制度との 異同
扶養手当	扶養親族区分に応じ 1人当たり5,000円～ 13,500円の範囲で支給	同じ
住居手当	持ち家や賃貸住宅に暮 らす職員へ2,500円～ 27,000円の範囲で支給	同じ
通勤手当	通勤距離に応じて2,700 円～24,000円の範囲で 支給	異

総括

①人件費（平成20年度普通会計決算）

人口 (H21.3.31)	歳出額 A	人件費額 B	人件比率 (B/A)
7,792人	3,380,287千円	778,871千円	23.04%

(注)人件費額には、特別職に支給される報酬等も含まれます。

②職員給与費（平成21年度一般会計予算）

職員数 A	給与費			人件費 B	1人当たりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	職・勤手当		
89 人	349,666 千円	31,839 千円	143,002 千円	524,507 千円	5,893 千円

(注)職員手当には退職手当は含まれません。  
給与費は当初予算に計上された額です。

③ラスパイレス指数（各年4月1日現在）

平成20年度	平成19年度
91.5%	92.0%

(注)「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。



職員の平均給料月額、初任給の状況

①職員の平均年齢・平均給料月額（平成21年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	45歳2月	328,300円

(注)「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

(参考…平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	45歳2月	330,700円

②職員の初任給（平成21年4月1日現在）

区 分	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円

③経験年数別・学歴別平均給料月額（平成21年4月1日現在）

区 分	7～10年	10～15年	15～20年
一般行政職	大学卒	320,300円	273,900円
	高校卒	該当なし	236,900円



村の職員数や給与など  
人事行政状況を  
公表します

職員数

職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	事務職等	保健師	保育士	栄養士	医師
職員数	73人	3人	17人	2人	1人
看護師	その他	合計	その他とは、派遣職員(諏訪 広域・消防等)です。		
3人	20人	119人			

一般行政職の級別職員数の状況

一般行政職の級別職員数（平成21年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事の職務	3人	4.55%
2級	主任の職務	10人	15.15%
3級	係長、主査の職務	30人	45.45%
4級	主幹の職務	16人	24.24%
5級	課長、副参事の職務	4人	6.06%
6級	参事の職務	3人	4.55%

(注)1「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
2一般行政職員の職員数であり、税・福祉等の職員は含まれません。

**役場職員を募集します**

平成22年度採用予定の原村職員採用試験を行います。受験案内等は村ホームページからダウンロードすることができます。

■職 種 一般職(消防)

■受験資格 初級・中級・上級とも昭和58年4月2日以降に生まれた方。

◎救急救命士等の資格は必要としませんが、消防署勤務となります。

■採用予定人員 1名程度

■試験日 平成22年1月31日(日)

■試験会場 原村役場

■願書受付期間 12月1日(火)から12月15日(火)

問 総務課総務係 ☎79-2111(内線231)

# 平成20年度決算 原村の普通会計財務諸表

先月号では、原村の平成20年度における一般会計及び特別会計・企業会計の歳入歳出決算の状況や増減の主な要因、財政健全化法による健全化判断比率などの財政指標を説明してきましたが、今回は「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成19年10月総務省）」に示された作成方法「総務省方式改定モデル」により作成した「貸借対照表（バランスシート）」を中心に、「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の算出結果を見ていきたいと思います。

## 【貸借対照表】

地方公共団体の決算書は、1年間にどのような収入があり、何にいくら使ったのかを明らかにするものですが、現在にどれだけの資産があり、逆にどれだけの負債を抱えているかが分かりにくいものとなっています。

そこで、貸借対照表を作成し、これまでに取得した土地や建物などの資産を形成するための財源がどのように調達されたのかを明らかにします。この貸借対照表では、左側（借方）に村が保有している土地・建物・預金などの「資産」を示し、右側（貸方）にその資産を形成したために、将来世代が負担し今後支払いが必要となるもの「負債」と、これまでの世代が既に負担し必要のないもの「純資産」がいくらかあるかが示されます。

借方	貸方
資産 (土地・建物・預金など)	負債 将来の世代が負担 (今後支払いが必要)
	純資産 これまでの世代が負担 (支払い不要)

## ◆ 作成基準

(1) 対象となる会計範囲  
普通会計（一般会計、有線放送会計及び農業者労働災害共済会計）

(2) 作成基準日  
平成21年3月31日を基準日

平成21年3月31日を基準日としています。ただし、平成21年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収入・支出は基準日までに終了したものととして処理しています。

(3) 基礎数値  
昭和44年度以降の決算統計データを基礎数値としています。

(4) 評価額  
取得当時の建設費を基準とし、国で示した耐用年数に基づいて減価償却を行いました。土地については、取得当時の価格で評価してありますが、新たに換価性の高い「売却可能資産」を公共資産に加えています。

## ◆ 総括

平成20年度末の原村の「資産」は、177億1199万円となります。

この「資産」を形成するための財源は、国・県の補助金やこれまでの世代が負担した「純資産」が147億2020万円

## 貸借対照表

(単位:千円)

〔資産の部〕		〔負債の部〕	
1 公共資産	13,657,278	1 固定負債	2,679,397
(1)有形固定資産	13,226,746	(1)地方債	1,799,321
(2)売却可能資産	430,532	(2)長期未払金	0
2 投資等	2,042,059	(3)退職手当引当金	880,076
(1)投資及び支出金	179,584	(4)損失補償等引当金	0
(2)貸付金	3,644	2 流動負債	312,386
(3)基金等	1,846,972	(1)翌年度償還予定地方債	248,355
(4)長期延滞債権	28,262	(2)短期借入金	0
(5)回収不能見込額	△16,403	(3)未払金	19,332
3 流動資産	2,012,650	(4)翌年度支払予定退職手当	0
(1)現金預金	1,998,204	(5)賞与引当金	44,699
(2)未収金	14,446	負債合計	2,991,783
資産合計	17,711,987	〔純資産の部〕	
		1 公共資産等整備国県補助金等	1,936,676
		2 公共資産等整備一般財源等	12,632,219
		3 その他一般財源等	156,093
		4 資産評価差額	△4,784
		純資産合計	14,720,204
		負債・純資産合計	17,711,987

で、将来の世代が負担する「負債」は29億9178万円となつ

ています。「負債」と「資産」の割合は、概ね17・83となります。

## ◆ 資産

### 1 公共資産

資産のうち「公共資産」は、「有形固定資産」と「売却可能資産」で構成されており、136億5728万円と「総資産」の77%を占めています。

(1) 有形固定資産  
道路や公園、小中学校・保育所などの土地や建物などの有形固定資産は、132億2675万円、主な内訳をみると、道路・河川などのインフラ整備に46億9512万円（構成比35・5%）、学校や公民館・図書館などの教育文化施設に36億7745万円（27・8%）、八ヶ岳自然文化園などの観光施設や農林道などの整備に25億7798万円（19・5%）、役場庁舎などの整備や普通財産の取得に15億1373万円（11・4%）となっています。

(2) 売却可能資産

村の公有資産のうち、現在直接行政の目的に使用されていない売却可能資産は4億3053万円となっています。（水源涵養や環境保護の役割の大きい山林等を除く。）

### 2 投資等

資産のうち「投資等」は、

民間企業や第三セクターなどへの「出資金」や「貸付金」

「基金」などで20億4206万円となっています。

(1) 投資及び出資金

広域連合や原村振興公社、㈱LCVなどに1億7958万円の出資をしています。

(2) 貸付金

奨学金で364万円の残高を計上しています。

(3) 基金等

基金は、農業振興基金や庁舎建設基金などの特定目的基金が12億190万円、土地開発基金2億円となっています。また、退職手当組合積立金は、職員の退職金の支払いのため長野県市町村総合事務組合へ積み立てているもので、4億4507万円となります。

(4) 長期延滞債権

村税や別荘管理料で、納付期限から1年以上納付されていない債権が2826万円あります。

(5) 回収不能見込額

過去の不納欠損処分の実績から、1640万円を回収不能見込額として計上しています。

### 3 流動資産

資産のうち「流動資産」は、財政調整や減債のための「基金」や「現金」などで、総額で20

億1265万円となっています。

### (1) 現金預金

財政調整基金・減債基金で14億5763万円、普通会計内の現金預金で5億4057万円となっています。

(2) 未収金

平成20年度の歳入として計上（調定）した地方税や保育料、別荘管理料として、1445万円が未収金となっています。

## ◆ 負債

### 1 固定負債

負債のうち「固定負債」は、平成22年度（翌々年度）以降に支払いや返済が行われる「地方債」、「退職手当引当金」で、合計26億7940万円となっています。

(1) 地方債

地方債のうち、平成22年度以降に償還されるものが17億99322万円で、負債総額の60%を占めています。

(2) 退職手当引当金

特別職を含む普通会計の全職員が年度末に普通退職したと仮定した場合に必要と見込まれる退職手当支給額で8億8008万円となっています。

### 2 流動負債

負債のうち流動負債は、1年以内に支払いや返済が行わ

れる「地方債」、「未払金」、「賞与引当金」などで、合計3億1239万円となっています。

(1) 翌年度償還予定地方債  
地方債のうち、平成21年度償還予定額は2億4836万円となっています。

(2) 未払金

未払金は、平成19年度に債務負担行為により3ヶ年で分割支払いをすることとした墓地購入費で、平成21年度支払分は19333万円です。

(3) 賞与引当金

平成21年6月に支給される賞与のうち、平成20年度負担相当額で、4470万円となっています。

## ◆ 純資産

1 公共資産等整備国県補助金等  
住民サービスの提供に必要な資産整備などの財源として国・県から受けた補助金で19億3668万円となっています。

2 公共資産等整備一般財源等  
住民サービスの提供に必要な資産整備などの財源のうち、上記国・県補助金と建設地方債を除いたもので、126億3222万円となります。

3 その他の一般財源等  
公共資産等以外の資産から公共資産等整備財源以外の負

債を差し引いたもので、126億3222万円となります。

4 資産評価差額  
資産の評価替えを行った場合の売却可能価額と帳簿価額との差額等で、今回地価の下落によりマイナス478万円を計上しています。

5 注記  
1 他団体及び民間への支出金により形成された資産  
他団体及び民間への支出金により形成された資産は、総額で26億5120万円あり、このうち21億875万円が一般財源等により充当されています。

2 交付税措置地方債の金額  
地方債残高20億4768万円に対し、22億9026万円が将来の地方交付税の算定基礎に含まれることがみられています。これは、地方債残高のうち交付税措置率が100%の臨時財政対策債が54%を占めていること、元金のみのため償還利息分が含まれていないことなどで、逆転が生じていると判断されます。

3 その他の一般財源等  
公共資産等以外の資産から公共資産等整備財源以外の負

◆ **総括**  
平成20年度の純経常行政コスト32億4,129万円に、地方税や地方交付税などの一般財源が2億4,499万円、補助金等が2億8,450万円ありました。更に臨時損益や資産評価替えによる変動

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が1年間でどのように変動したのかを表している計算書です。

【純資産変動計算書】

行政コスト計算書  
(自 平成20年4月1日～平成21年3月31日)

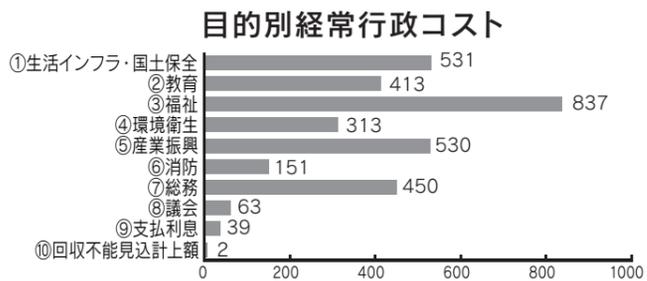
	総額	構成比率
経常行政コスト a	3,329,461	100.0%
1 人にかかるコスト	825,920	24.8%
(1) 人件費	668,495	20.1%
(2) 退職手当引当金繰入等	112,726	3.4%
(3) 賞与引当金繰入額	44,699	1.3%
2 物にかかるコスト	1,076,286	32.3%
(1) 物件費	479,341	14.4%
(2) 維持補修費	22,028	0.7%
(3) 原価償却費	574,917	17.3%
3 移転支的コスト	1,386,282	41.6%
(1) 社会保障給付	262,700	7.9%
(2) 補助金等	534,136	16.0%
(3) 他会計等への支出額	523,946	15.7%
(4) 他団体への公共資産整備補助金等	65,500	2.0%
4 その他のコスト	40,973	1.2%
(1) 支払利息	38,942	1.2%
(2) 回収不能見込計上額	2,031	0.1%
(3) その他行政コスト	0	0.0%
経常収益 b	88,168	2.6%
1 使用料・手数料	57,988	1.7%
2 分担金・負担金・寄附金	30,180	0.9%
(差引)純経常行政コスト a-b	3,241,293	97.4%

額を含めた平成20年度の資産変動額は、2億1,499万円の減となっています。この結果、期首に1億4,935万1,920円であった純資産残高が、期末では1億7,720万2,204円となりました。

純資産変動計算書

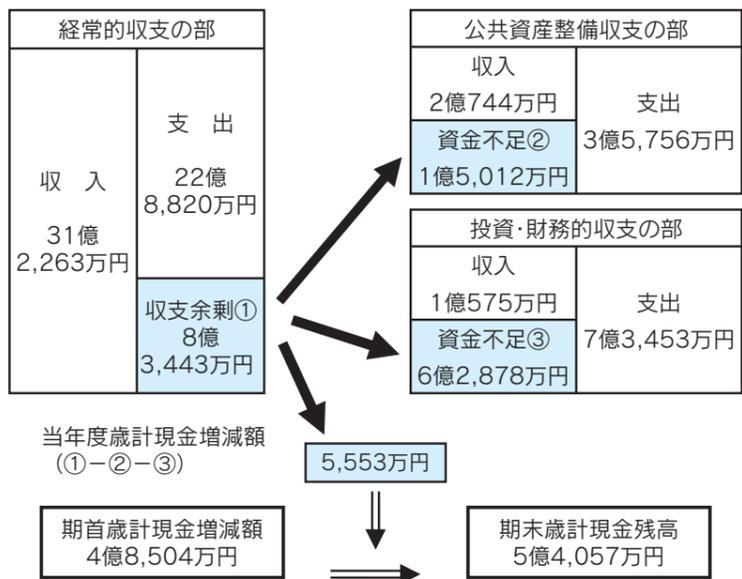
(自 平成20年4月1日～平成21年3月31日)

区分	金額
期首純資産残高	14,935,192
期末純資産残高	△3,241,293
一般財源	2,744,992
地方税	906,797
地方交付税	1,467,283
その他行政コスト充当財源	370,912
補助金等受入	284,500
臨時損益	1,597
災害復旧事業費	0
公共資産売却損益	1,597
投資損失	0
資産評価替えによる変動額	△4,784
無償受贈資産受入	0
その他	0
期末純資産残高	14,720,204



目的別経常行政コスト

資金収支計算書の概要



◆ **総括**  
「経常的収支の部」で生じた資金収支計算書は、歳計現金(＝資金)の出入り情報を「経常的収支の部」「公共資産整備収入の部」「投資・財務的収支の部」の3つの区分に分けて表した財務書類です。

◆ **資金収支計算書**  
資金収支計算書は、歳計現金(＝資金)の出入り情報を「経常的収支の部」「公共資産整備収入の部」「投資・財務的収支の部」の3つの区分に分けて表した財務書類です。この結果、期末の歳計現金残高は5億4,057万円となりました。

◆ **貸借対照表を用いた財政分析**  
1 社会資本形成の世代間負担比率  
社会資本の整備結果を示す公共資産を、これまでの世代と将来世代でどれだけ負担するかを示す比率です。これまでの世代負担が83.1%、将来世代の負担が16.9%となっています。

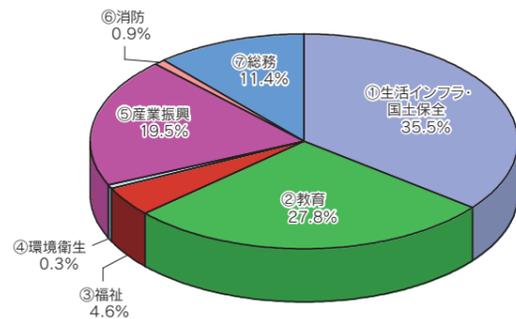
住民1人あたり貸借対照表 (単位:千円)

〔資産の部〕		〔負債の部〕	
1 公共資産	1,751	1 固定負債	343
2 投資等	262	2 流動負債	40
3 流動資産	258	負債合計	383
		〔純資産の部〕	
		純資産合計	1,888
資産合計	2,271	負債・純資産合計	2,271

(H21.3.31現在住民基本台帳人口:7,798人)

借方	貸方
公共資産合計 177億1,199万円	将来の世代が負担 【16.9%】
	これまでの世代が負担 【83.1%】

有形固定資産の割合



バランスシートを住民1人あたりに換算すると、資産は2億2,700万円、うち公共資産が1億7,500万円、投資等が2億6,000万円となっています。これに対し、負債は3億8,000万円、純資産は1億8,900万円です。

◆ **経常行政コスト**  
1 性質別行政コスト  
資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するために要した経費を性質別に見てみると、「人にかかるコスト」が8億2,592万円、「経常行政コスト」の24.8%を占めています。「物にかかるコスト」では、10億7,629万円(32.3%)で、内訳としては、物件費4億7,934万円、維持補修費2億

03万円、減価償却費5億7,492万円となっています。「移転支的コスト」は、13億8,628万円(41.6%)で、主なものとしては、社会保障給付が2億6,270万円、補助金等5億3,414万円、他会計等への支出金5億2,395万円です。支払利息などの「その他のコスト」は、4,097万円(1.2%)で、支払利息が3,894万円、回収不能見込計上額が2,031万円となっています。

◆ **総括**  
平成20年度の「経常行政コスト」は非現金支出を含め3億2,946万円です。これに対して「経常収益」は8億8,170万円(負担割合は2.6%)で、差し引き「純経常行政コスト」は3億4,129万円となっています。

◆ **目的別行政コスト**  
「経常行政コスト」を目的別に見ると、福祉が8億3,680万円(構成比25.1%)で最も多く、次いで生活インフラ・国土保全が5億3,100万円(15.9%)、産業振興5億3,035万円(15.9%)、総務4億4,980万円(13.5%)、教育4億1,323万円(12.4%)の順になっています。



# 米粉の普及に取り組んでいます

原村では今年度より新規需要米(米粉用米)の栽培と米粉の消費拡大に取り組んでいます。

## ■米粉とは？

米粉とは、うるち米ともち米から作られる米の粉の総称です。従来からうるち米を粉にした上新粉や、もち米を粉にした白玉粉などがあり、だんごや和菓子などに利用されてきました。

近年、従来の米の粉を更に細かく製粉する技術が開発され、それにより製粉された微細粉(一般的な小麦粉と同程度の大きさ)を利用してパンやケーキ等の調理にも使用されるようになりました。

## ■米粉の特徴

①新食感  
しつとり、モチモチ、さつくり、カリッと調理方法によって新たな食感が楽しめます。

②どんな食材とも相性が良い  
いろいろな食材との組み合わせで調理が可能です。

③良質なたんぱく質  
必須アミノ酸が小麦粉より多く含まれています。

④小麦アレルギーでも安心  
小麦アレルギーの方でも小麦粉のかわりに米粉を使えば安心して食べられます。

⑤食物繊維が豊富  
食べた後の消化がゆっくりで血糖値が上がりにくいとされています。

⑥調理や後片付けが楽  
グルテンを作らず「ダマ」になりにくく、使った容器等も水洗いで簡単に流せます。



## ■米粉普及の目的

①食料自給率の向上  
日本の食料自給率(カロリーベース)は約40%と低く、特に食料用の小麦は86%を輸入に依存しています。それに対してお米は国内で100%生産することも可能な穀物ですが、年々消費量は低下している状況です。輸入小麦の代替として米粉用米を生産・消費することで食料自給率の向上を目指します。

②地産地消の推進  
地元で生産された農産物を地元で消費することで、消費者の地場農産物に対する愛着心や安心感が深まります。地元での生産物を消費拡大することは地元の農家を応援することにもつながります。

## ③生産調整の達成に向けて

お米の生産量が消費量を大きく上回ることで農家の販売価格が下落したり、必要以上の備蓄米を作らないために水稻の生産調整が行われています。原村の水稻栽培は県より配分される作付け枠を大幅に上回り、他地区より作付け枠を購入するような形で対応しています。米粉用水稲は転作扱いとなるため、現在、生産調整を達成していない水稻生産農家に米粉用水稲の栽培を推進することで、生産調整の達成を目指します。また、生産調整のため主食用水稻を作付けできない水田の有効活用としても取り組んでいきます。

## ④安定的な原料供給体制

中国やインド等の経済発展による食料需要の増大、バイオ燃料の原料として穀物等の需要増大、地球規模の気候変動等により国際的な食糧不足が発生した場合、原料価格の高騰や原料の供給不足を緩和し、不安が解消されます。

## ■米粉用水稲の栽培

米粉の取り組みを始めるにあたり、今年3月に米粉用水稲の栽培農家を募集したところ、4名の方から応募がありました。作付面積は約3.6畝(収量で21t)を見込んでいます。4農家と米粉用米を集荷するJA信州諏訪、集荷された米を引き取り米粉を製造する(株)高山製粉との間で、生産から販売等に関する契約書を作成して5月18日には新規需要米(米粉)栽培調印式を開催しました。



この契約の締結により米粉用米の栽培は、生産調整分(転作)として認められることとなります。

今月号の広報はら(11月号)が配布される頃には【原村産あきたこまちの米粉】が店頭に並んでいることでしょう。

## ■米粉の消費拡大

米粉も需要がなければ生産しても意味がありません。米粉の需要拡大をすることが今後の米粉用水稲栽培の維持・拡大につながります。

### ①米粉利用食品の開発・販売

米粉を利用した商品を新たに開発・販売することにより米粉の需要を増やします。今後は村内で米粉食品を提供する飲食店や事業所をパンフレット、ホームページ等を利用して積極的にPRしていきま

### ②一般家庭への普及

普段の家庭料理に使える米粉を利用したレシピや調理方法を集め、広報紙等で紹介していく予定です。また、料理講習会やイベントの際に米粉を利用して普及に取り組んでくれる団体等を支援していきます。

## ■新商品・新メニューの開発に挑戦しませんか？

米粉を利用した新しい料理や商品開発に協力していただける方を募集します。

## 協力者には調理材料としての米粉を提供します

※米粉には料理やケーキ作りに向く微細米粉(米粉100%)と、パン用米粉(米粉80%、グルテン20%)の2種類があります。いずれが必要な米粉を選んでお申込みください。

## 米粉を提供できる方の要件

- ① 村内在住者、村内に事務所を有する事業者、村内を主な活動の場としている各種団体
  - ② 米粉の消費拡大に意欲的に取り組んでいただける方
  - ③ 米粉を利用したオリジナル商品(メニュー)を新たに開発していただける方
  - ④ 12月3日(木)に開催する米粉普及懇談会に作品・レシピを提供できる方
- ※試作を重ねた結果、作品を提出できない時は失敗談等をお聞かせください
- ⑤ 作品の写真・レシピを広報紙やチラシ等へ掲載することに同意いただける方

## ■申込み・お問合せ先

原村水田農業推進協議会事務局  
(農林商工観光課農政係)  
電話 79・7931(直通)

## カカシコンテスト開催

### 室内むらづくり委員会より

室内むらづくり委員会は、カカシコンテストと題し、コンクールを開きました。地域水田を水質浄化及び観光資源として広く周知し、農村環境への意識向上及び地域活性化を図りました。コンテストの参加においては、長野日報等を通じて募集を募り23体のカカシが集まりました。

審査では室内区長、原村営農センター、農業改良普及センター、役場関係者で行いました。



審査基準は次の通りです。

- ・主旨に即しているか
  - ・スタイルがユニークでオリジナル
  - ・創造的・芸術的である
  - ・田とカカシとが互いに景観を織り成している
- 以上の4項目・各5点の20点満点で審査をしました。

## 上位表彰作品は次のとおりです



原村長賞  
小林哲也さん



原村農業委員長賞  
清水正進さん



JA信州諏訪賞  
平林透さん

9月6日に室内むらづくり委員会主催でカカシコンテスト審査会が行われました。

表彰式は、11月実施予定のあきほの郷収穫祭に併せて行います。以上のような活動を通じ、より一層地域活性化を図っていきます。



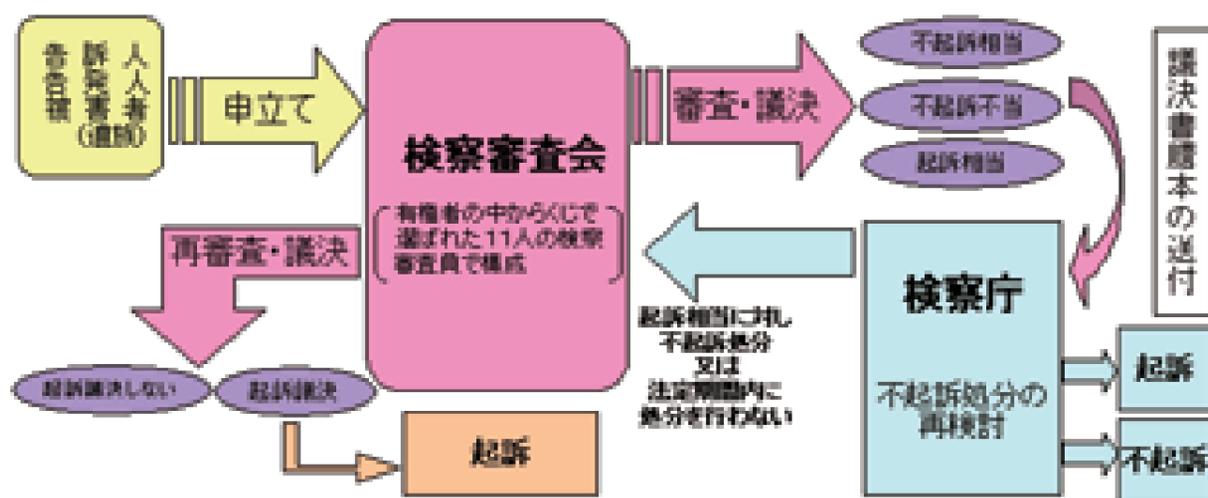
JA農業祭原村会場での米粉普及活動の様子  
(JA信州諏訪女性部原村ブロック)

# 検察審査会ってどんなところ・・・

検察審査会とは、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしを審査することを主な仕事とするところで、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員によって組織されます。

申し立てられた事件を検察審査会で審査した結果、更に詳しく捜査すべきである(不起訴不当)とか、起訴すべきである(起訴相当)という議決があった場合には、検察官は、この議決を参考にして事件を再検討することになります。

起訴相当の議決に対して検察官が不起訴処分をした場合又は法定の期間内に処分を行わなかった場合には、改めて検察審査会で審査します。



詳細は検察審査会ホームページ(<http://www.courts.go.jp/lensiv/>)でもご覧いただけます。

検察審査会は、地方裁判所と主な地方裁判所支部の建物の中にあります。審査の申し立てや相談には、一切費用はかかりません。また、検察審査員や補充員に選ばれた方はぜひ、この制度にご協力をお願いします。

### 裁判員候補者名簿記載通知について

裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成23年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためにお送りするものです。

また、裁判員候補者の方の事情を早期に把握しご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合等に裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するために調査票を送ります。調査票のいずれの項目にも当てはまらない方は、返送は不要です。

なお、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた場合には、具体的な裁判の日程を前提に、改めて辞退の希望をうかがいます。裁判員制度にご理解・ご協力をお願いします。

詳しくは、松本検察審査会事務局  
電話 0263-32-3043 へお尋ねください。

# のびよ 原っ子 そだてよ 原っ子

## 家庭と地域で子育てを

朝 昼 晩 元気にあいさつ 習 慣 に

## 子どもは「あいさつ」で心が育つ 通いあう

子ども達が「育つ」ためには、家庭や地域の中での「会話」の果たす役割はとても大切です。そしてその会話の基本は「あいさつ」ではないでしょうか。ひとつの「あいさつ」がきっかけとなり、その後の会話へとつながります。

「あいさつ」を通して家庭では会話がはずみ、地域では知らなかった人達が仲良くなっていく。そんな家庭や地域にはきっとすばらしい子どもが育つでしょう。



## あいさつで ひろがる 人の輪 心の輪

みんなで「あいさつ・声かけ」を！明るく安全な地域社会を作りましょう

原村教育委員会